

保育所等入所に関してよくある質問

申込に関する質問

Q1. 毎年度申請が必要ですか。

A1. 令和8年度の申込をしている方でも、令和9年4月からの入所を希望する方は、新たに申込みをする必要があります。必要書類の提出がない場合には、選考の対象になりません。また不備がある場合は受付できません。



現在、保育所を利用中の方も、引き続き在園を希望する場合は、現況届の提出が必要です。

受付期間内に p.1「令和9年度 教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書」の二次元コードから必要書類を提出してください。

Q2. 保育園の受け入れ人数はどのように決めていますか。

A2. 受入人数は面積、保育士数、保育状況等により決まります。退所等により空きが出た場合に選考を行いますので、希望する月に必ず入所できるとは限りません。

Q3. 早く申込したほうが入りやすいですか。

A3. 選考は申込の先着順ではなく、保育を必要とする程度の高い順に行いますので、入所の順番や待機の順番は変動する場合があります。

Q4. どうやって入所が決まりますか。

A4. 入所決定は、書類審査・調査(電話・訪問等)により保育を必要とする程度の高い方から決定します。保育所等入所後にも、電話・訪問等による勤務等状況調査がありますので、ご了承ください。保育所等入所後でも、申込書や添付書類等に虚偽がある場合は、入所の取消しや支給認定の取消し及び過料の対象となる場合があります。

Q5. 「希望する施設に入所できない場合は、育児休業延長も許容できる」とありますが、入所を希望する場合でもチェックを入れたほうがいいですか。

A5. この項目にチェックした場合、他の希望者を優先案内するため入所保留になります。入所を希望する場合はチェックを入れないようご注意ください。また、チェックを外す場合は「世帯状況変更届」を提出してください。

Q6. 認可外の申し込みはどこにしますか。

A6. 認可外保育施設に直接申込をお願いします。

Q7. 待機の順番を確認したいです。

A7. 一斉入所の待機状況の確認については、令和9年3月末まで照会できませんのでご了承ください。年度途中の待機の状況については、選考が終わり次第確認することができます。

Q8. 仕事を辞めた(保育を必要とする事由に該当しない)のですが、退園になりますか。

A8. 保育所等入所要件を満たさなくなった(保育を必要とする事由に該当しない)場合等は、保護者の在園希望期間に関係なく退所または入所の対象外になります。ほかに保育を必要とする事由の要件で手続きをしてください。

Q9. 一斉入所で申し込みした希望園を変更したいです。

A9. 4月入所の選考に関して希望園変更は10月23日(金)まで対応可能です。

ただし、内定・不承諾の通知が届いて希望園に内定できなかった場合に、変更が可能です。希望園の変更期間や追加選考については、結果通知に同封するお知らせをご覧ください。空き状況については内定辞退や追加内定等により日々変動がありますのでご了承ください。電話での受付はしておりません。

Q10. 年度途中の受け入れ状況はいつ分かりますか。

A10. 年度途中の締め切り1週間ほど前からホームページで空き状況を公開しています。締め切り日まで変更がありますので、最終日までチェックをお願いします。

Q11. 公立・公私連携型認定こども園は住んでいる小学校区しか選べませんか。

A11. お住まいの小学校区以外の公立・公私連携型認定こども園を希望することは可能です。ただし、校区内の児童が優先となります。4月入所(一斉入所)の選考に関しては、二次選考から選考の対象となります。

Q12. 希望施設は小学校区域しか選べませんか。

A12. 浦添市内全域の施設を希望することができます。地域枠選考を希望する方(第1希望から第5希望まで全て記入している方のみ)は、小学校区内のみ、または市内全域を希望するのかを、認可保育所等一覧(p.28～33)を参考にご検討ください。

届け出に関する質問

Q13. 1か月以上保育園に登園できない場合は退園となりますか。

A13. 2か月以上欠席(里帰り出産の場合:3か月)する場合、保育を必要とする要件に該当しないとして退所になります。(欠席している間も保育料は発生します。)1か月以上欠席する場合は、園へ欠席届、こども未来課へ世帯状況変更届を提出してください。

Q14. 転出予定ですが、いつまで保育園に通えますか。

A14. 市外転出の場合、保護者希望により転出日を含む月末まで在園が認められます。ただし、月をまたいで在園は認められませんので、ご了承ください。退所する場合は、退所希望日の2週間前までに手続きを行ってください。2週間を切ってから届け出があった場合、届出日から2週間分の保育料が発生します。

Q15. 保育時間が短時間となっているが、勤務で残業したりお迎えが間に合わないときはどうしたらいいですか。

A15. こども未来課へ相談ください。就労状況などを確認し保育時間を変更できる場合があります。

Q16. 保育料はどのように算定していますか。

A16. 保育料は保護者の市民税と世帯の状況で決まります。保護者の市民税所得割額の合計により保育料を算定します。

その他

Q17. 公立・公私連携型認定こども園(旧公立幼稚園)は、車での送迎は可能ですか。

A17. 公立・公私連携型認定こども園(旧公立幼稚園)は、小学校敷地内にあり、児童・生徒の安全確保のため、原則徒歩での通園となっています。

Q18. 延長保育時間について教えてください。

A18. 施設ごとに異なるため各施設にお問い合わせください。

Q19. 台風や災害時の対応を教えてください。

A19. 施設によって対応が異なるため、重要事項説明書を各施設のホームページにてご確認ください。